

平成24年度 第6回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時 : 平成24年11月6日(火) 10時開会
場 所 : 札幌市民ホール 第1会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第七次札幌市環境影響評価審議会委員

村尾 直人 北海道大学大学院工学研究院 准教授
佐藤 哲身 北海学園大学工学部建築学科 教授
山本 裕子 北海学園大工学部社会環境工学科 准教授
五十嵐 敏文 北海道大学大学院工学研究院 教授
西川 洋子 (地独) 北海道立総合研究機構 環境科学研究センター 研究主幹
宮木 雅美 酪農学園大学 農食環境学群 教授
吉田 恵介 札幌市立大学大学院 デザイン研究科 教授
東條 安匡 北海道大学大学院工学研究院 准教授
半澤 久 北海道工業大学空間創造学部建築学科 教授
計 9名

(2) 都市計画決定権者

札幌市都市局市街地整備部 事業推進担当部長 三澤 幹夫
札幌市都市局市街地整備部民間事業推進担当課長 星野 清統

(3) 事業者

札幌駅北口8・1地区市街地再開発準備組合 事務局次長 小野 忠廣
株式会社ドーコン 矢内 賢治
畠山 拓也

(4) 事務局

札幌市環境管理担当部長 木田 潔
札幌市環境共生推進担当課長 大江 節雄
札幌市環境影響評価担当係長 宮下 幸光

2 傍聴人

3名

3 報道機関

北海道通信社

1. 開 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 皆さん、おはようございます。

全員おそろいになりましたので、ただいまから、平成24年度第6回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

現在の出席委員数は9名ということで、過半数を超えております。札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項に基づきまして、この会議が成立していることをご報告いたします。

私は、司会の環境共生推進担当課長の大江です。よろしくお願いいたします。

最初に、開催に当たりまして、環境管理担当部長の木田より、ごあいさつを申し上げます。

2. 開会あいさつ

○木田環境管理担当部長 環境管理担当部長の木田でございます。

きょうは、本年度では第6回目の環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

本日の会議でございますけれども、二つの議題についてご審議いただきたいと考えております。

一つ目は北8条西1丁目地区の市街地再開発事業にかかわる大型建築物についての方法書でございます。この方法書につきましては、前回行いました創世1.1.1区（さんく）と同様に、審議会における重要事項の調査審議という規定を運用いたしまして、本日、諮問させていただくことといたしました。

二つ目は、条例改正のあり方についてでございます。前回は配慮書手続についてのご審議を開始していただきましたが、今回も、引き続きまして条例への導入の是非や課題等に関してご意見を伺いたいと考えております。

いつものことですが、限られた時間でございますが、専門的な見地から忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

◎資料の確認等

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、一番上が次第でございます。その次が座席表です。資料としまして、資料1は北8西1地区市街地再開発事業の説明概要の資料でございます。方法書の本編で冊子になっている方を今日お持ちいただいておりますでしょうか。資料2はとしまして、札幌市条例

における配慮書手続き（案）について（改訂版）というものです。それから、前回の審議時における委員からのご意見について、これは事後調査に関するものでございます。それから、参考資料1は、配慮書手続きについてです。これは、前回お配りしたものですけれども、配慮書手続きの概要説明資料ということで、もう一度、添付しております。参考資料2は、市条例の対象となる事業の一覧表でございます。参考資料3は、地方公共団体における戦略的アセスメントについての資料です。参考資料4は、東京都における計画段階環境影響評価制度の概要という資料です。

以上でございますが、ない資料などはございませんでしょうか。

3. 議 事

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、議事に入らせていただきます。

最初の議題は、北8西1地区第1種市街地再開発事業の環境影響評価方法書でございます。

本事業は、民間による開発事業ということで、札幌駅北口の再開発事業における大規模建築物の建設でございます。

民間事業ではございますけれども、都市計画決定を受ける事業ということで、条例の規定によりまして、都市計画決定権者である札幌市がこのアセスメントの手続を行うことになっております。経過ですけれども、10月17日に公告縦覧を開始しまして、11月15日までの縦覧です。意見募集が11月29日までとなっております。本方法書につきまして、札幌市の市長意見を事業者に提出するに当たりまして、当審議会に諮問をさせていただくことにいたしました。

それでは、環境管理担当部長の木田より、佐藤会長に諮問書をお渡しいたします。よろしく願いいたします。

○事務局（木田環境管理担当部長） 札幌市環境影響評価審議会 会長 佐藤哲身 様。
札幌市環境影響評価条例第45の規定に基づき、環境影響評価の重要事項である（仮称）北8西1地区第一種市街地再開発事業環境影響評価方法書について諮問いたします。
札幌市長 上田文雄。

〔諮問書の手交〕

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、これからの進行につきましては、佐藤会長をお願いしたいと存じます。佐藤会長よろしく願いいたします。

○佐藤会長 ただいま、諮問を受けましたので、早速、審議に入りたいと思います。

まず、事業の概要と方法書の内容について説明を受けたいと思います。事務局、よろしく願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 本日の審議に際しまして、本市の所管部局であ

ります都市局市街地整備部及び事業者の出席をお願いしております。

こちらの席に移動して説明をしていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○佐藤会長 よろしく願いいたします。

〔所管部局、事業者は所定の席に着く〕

○佐藤会長 それでは、早速ですが、ご説明をお願いいたします。

○都市計画決定権者（三澤事業推進担当部長） 市街地整備部事業推進担当部長の三澤でございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

スクリーンをごらんください。

まず初めに、事業名称は、（仮称）北8西1地区第1種市街地再開発事業でございます。環境影響評価の対象事業の種類は、札幌市環境影響評価条例の規定する建築物の新築の事業ということでございまして、現在想定している建築規模が延べ面積10万平方メートル以上、かつ、建築物の高さが100メートル以上という規模要件に該当しております。事業者は、北8条西1丁目の事業区域の地権者らで構成されます札幌駅北口8・1地区市街地再開発準備組合でございます。また、当事業にかかわる環境影響評価手続につきましては、先ほど説明がありましたとおり、事業者にかわって再開発事業の都市計画決定権者である札幌市が行ってまいります。

本日は、私ども市街地整備部のほか、事業者であります準備組合事務局と環境アセスメントの調査業務を受託しておりますドーコン・日本設計共同企業体が出席しております。

本案件についての説明でございますが、事業概要につきましては、札幌市市街地整備部の私より行いまして、環境影響評価にかかわる部分につきましては、ドーコン・日本設計共同企業体の担当者からご説明いたします。

それでは、早速ですが、事業概要について説明させていただきます。

方法書の第2章に記載している内容になります。

まず、事業区域ですけれども、北8条西1丁目に位置しておりまして、札幌駅北口に近接している地区でございます。用途地域等は、商業地域、高度利用地区、札幌駅北口第一地区となっており、容積率の最高限度は700%、建ぺい率の最高限度が80%です。また、防火地域、そして景観計画重点区域札幌駅北口地区の指定がされております。

これは、当該地区周辺の航空写真となります。

当地区は、札幌駅北口に近接していながら大部分が木造家屋や青空駐車場となっておりまして、低利用の状態となっております。

次に、本市の上位計画や当地区に関連する計画についてご説明いたします。表に示しておりますように、いろいろな計画がございますが、ここでは、方法書の第2章の対象事業の目的に記載されております第4次札幌市長期総合計画と、平成24年4月に札幌駅交流拠点の再整備構想案策定委員会が提出いたしました提言書につきまして、簡単ではありま

すが、ご説明させていただきます。

平成12年に策定された第4次札幌市長期総合計画におきまして、当地区を含む札幌駅周辺ゾーンは、駅直近にふさわしい機能集積による土地の高度利用化と景観形成を促進するとともに、北部方面から都心に向かう交通の終結点としての機能向上を図ることとしております。

次に、提言書につきまして、当地区に関連する事項をご説明いたします。

提言書は、市民、企業、行政などの関係者が共通認識のもとに札幌駅交流拠点のまちづくりを進めていくための青写真として提言されたものでございます。図に示しておりますように、当地区や創成川以東地区の一部も範囲としております。

提言書では、交流拠点の再整備に向けた方針として、当地区の再開発などによりまして創成川以東地区への連鎖的、段階的な再整備の誘発を促していくとあります。具体的な取り組みイメージとしましては、創成川以東地区などと歩行者動線やオープンスペースによるネットワークを形成、強化を図るとされております。

ただいま説明しました地区の現状や本市の上位計画を踏まえるとともに、提言書などの関連する計画を参考としまして、本事業は、札幌駅北口地区にふさわしい土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的として、都市再開発法に基づく市街地再開発事業を行うものでございます。

続きまして、建築計画についてご説明いたします。事業区域面積は、約1万1,700平方メートル、延べ面積は15万1,000平方メートル、最高高さは約180メートルを予定しております。また、使用用途といたしましては、共同住宅、商業・医療施設などを予定しております。階数につきましては、地上51階、地下1階、駐車台数は住宅用が約600台、商業施設などで約230台を予定しております。

次に、建物の配置についてご説明いたします。

共同住宅を主とする高層棟は、事業区域の北東側及び南西側に対角に配置し、周辺に対する圧迫感の低減を図る計画としております。また、低層部、中層部につきましては、商業施設、医療施設等の配置を予定しております。

続きまして、自動車動線計画についてご説明いたします。自動車の出入り口につきましては、主要な幹線道路であります北8条通や創成川通への交通負荷を抑制するため、周辺への影響が少ない事業区域北側の北9条通を事業区域への主要な出入り口とする予定でございます。

なお、事業区域の北側に位置しております北九条小学校は、現在、新校舎の新築工事を行っている最中ございまして、新校舎完成後の児童の玄関は、スクリーンのとおり、北10条通側になる予定でございます。

続きまして、歩行者動線計画についてご説明いたします。事業区域内については、東西及び南北方向の通行を容易にするため、地区内に通り抜け動線を確保する計画としております。また、北8条通は、隣接する街区と連続した緑豊かな歩行者空間を整備する計画と

しております。

続いて、熱源計画についてご説明いたします。

建物の熱源につきましては、電気またはガスを利用する計画となっております。また、自然エネルギーの利用や高効率システムの導入などにより、省エネルギーに努める計画となっております。

給排水計画については、札幌市上水道及び公共下水道を利用します。また、地下水のくみ上げを行う場合は、周辺に影響が出ないように、十分に配慮する計画といたします。

廃棄物処理計画についてですけれども、関係法令に基づきまして、再生利用可能な建設発生土や建設廃棄物の積極的なリサイクルに努める計画となっております。

また、供用開始後は、事業系廃棄物の排出量の抑制に努めるとともに、分別回収などによりまして、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図る計画とします。

次に、本事業における緑化計画ですが、北8条通の歩行者空間の整備に当たっては、緑豊かな歩行者軸の形成によりまして、緑とまちが融合する景観形成を図るものとします。また、創成川通沿いにつきましては、創成川との調和に資するような緑化空間の形成を図ります。なお、植栽に当たりましては、寒冷地かつ人工地盤での生育環境などを考慮し、四季を通じて緑の魅力が楽しめる憩いと安らぎあふれる植物の選定に努める計画といたします。

続きまして、工事計画についてご説明いたします。

工期は、平成26年度から平成31年度の約6年間で予定しております。建設機械は、低騒音型で、最新の排ガス規制に適合したものとし、低静音、低振動工法を積極的に採用する方針です。また、建設廃棄物の発生の抑制や建設副産物の有効利用、再生資材の積極的な利用に努める計画となっております。工事車両につきましては、極力、分散させるよう配慮するとしております。

事業概要は以上となります。

なお、これまで説明いたしました計画は準備組合が現在検討しているものでございまして、今後の環境影響評価や都市計画審議会での審議の内容などを踏まえまして、適宜、修正を行ってまいりたいと考えています。

続いて、事業者より環境影響評価についてご説明いたします。

○事業者（矢内） 環境アセスメント調査の委託を受けているドーコン・日本設計JVの矢内と申します。どうぞよろしく願いいたします。

座って説明させていただきます。

それでは、方法書の第3章以降の説明をいたします。

まず、調査を行うに当たりまして、関係地域を定義し、設定いたしました。

関係地域とは、一つ以上の環境要素が影響を受けると考えられる範囲であり、それらの範囲を含めた調査範囲を関係地域として設定しました。例えば、大気、騒音、振動では、事業区域から100メートル程度、水質では500メートル程度といった範囲を設定し、

これらを含んだ範囲を関係地域としました。

これは、関係地域の範囲を図示したものです。これらのうち、外側の青い線が500メートル、内側の赤い線が100メートルの範囲となっております。

こういった調査範囲を定めて各項目の調査を行うことといたしました。

次に、地域の自然的状況、社会的状況について説明いたします。まず、気象、大気等の状況についてです。

周辺地域は、日本海側気候区に属しています。大気につきましては4地点、騒音につきましては7地点で測定されています。振動については測定されておられません。

次に、水象についてですが、事業区域の東側に創成川があり水質調査が行われています。また、地下水の水質調査も行われています。底質については、調査は行われていません。

これは、周辺の大気質等の測定地点を示したものです。大気の赤丸が4地点、騒音が7地点、創成川のところに、オレンジだと思えますけれども、水質が1地点といった測定状況にあります。

次に、土壌地盤の状況ですが、周辺に土壌の露出はほとんどありません。関係地域には、土壌汚染対策法の指定区域はありません。地盤沈下量については、年間に1.7から4.4センチメートル程度となっております。

地形地質についてですが、事業区域は、札幌扇状地の先端に位置し、地質は沖積世の埴土、砂などです。関係地域には、学術上、または希少性の観点から重要な地形地質はありません。

次に、動植物についてですが、大部分が市街地であるため、都市周辺に分布する一般的な種がほとんど考えられます。既存資料によりますと、鳥類のオジロワシ、ハヤブサ、魚類のスナヤツメ、植物のエゾムラサキツツジなどが取り上げられております。生態環境としては、市街地、それから周辺に点在する緑地とある程度まとまった緑地が挙げられます。

景観、人と自然との触れ合い活動の場についてですが、景観は市街地の都市景観が主体となっています。眺望点としてはJRタワー、テレビ塔などです。それから、眺望景観としては、市街地と郊外に分布する山地地形や石狩湾が挙げられます。また、人と自然との触れ合い活動の場として、植物園、北大ポプラ並木が挙げられます。

次に、地域の社会的状況について説明いたします。

土地利用としては、都市地域、市街化区域に該当します。河川では、創成川、豊平川があります。地下水では、中央区、北区といったところで揚水量が多くなっております。交通では、JR函館線、地下鉄南北線と東豊線、国道5号があります。

これは、周辺の土地利用状況です。事業区域は商業地域であり、周辺に近隣商業地域や第1種住居地域があります。また、札幌駅を中心として、JR函館線、地下鉄南北線、東豊線、国道5号が、このような分布をしています。

環境保全上配慮が必要な施設として、このように学校、病院、福祉施設等が分布しております。下水道につきましては、市内で普及率が99.7%であり、事業区域は合流式下

水道が整備済みとなっております。

次に、法令による指定、規制等の状況です。周辺では、このように、文化財、風致地区が指定されております。また、大気、騒音、水質等の環境基準の適用を受けるほか、騒音、振動の規制基準や水質の排水基準についても適用されております。

それから、都市公園、環境緑地保護地区や、ここに示します景観に関する指定地区の区域が分布しております。

その他、公害苦情については、騒音と悪臭の苦情が多くなっております。また、産業廃棄物処理施設につきましては、札幌市内にありますけれども、周辺にはありません。

次に、方法書の第4章、環境影響評価項目とそれらの調査、予測方法について説明いたします。

基本的には、札幌市の環境影響評価技術指針に従って、現段階で想定し得る事業計画と地域の環境特性等を踏まえて環境項目を設定しております。縦に環境要素、横に影響要因をとりまして、実施する調査項目をマトリックスで示しております。この中では、特に、水質の水の汚れにつきましては、汚水を公共用水域に流す計画はないこと、それから、地形地質については、周辺に重要な地形地質が分布していないことから、調査項目とは選定しておりません。また、基本項目にない土壌につきましては、当該地域に土壌の汚染が懸念されるものが確認されたことから、それに関する調査を行うこととして項目を追加しております。

次に、自然環境系につきましては、一通りの項目を設定いたしますが、人と自然との触れ合い活動に場につきましては、周囲に該当箇所が分布していないことから、調査項目として選定しておりません。

次に、各項目についての調査、予測方法を説明いたします。

まず、大気質につきましては、既存資料の収集、現地調査を実施いたします。予測につきましては、一般的に用いられている予測式により行います。

大気汚染の現地調査は、事業区域内のここに示す位置で実施いたします。

騒音、振動ですが、現況につきましては、自動車及び一般環境について、既存資料の収集や現地調査により把握いたします。予測につきましては、一般的に用いられる騒音、振動伝搬予測式により行います。騒音、振動の調査につきましては、この図に示すとおり、自動車の騒音、振動が4地点、一般環境に係る騒音、振動が1地点、事業区域の中の1カ所が一般環境ですが、そこで実施いたします。

次に、風害についてですが、まず、風の状況についての既存資料は、气象台のデータになりますけれども、それにより把握いたします。予測につきましては、風洞実験、またはシミュレーションにより行います。

次に、水質についてですが、浮遊物質質量につきましては、創成川を対象に既存資料や現地調査により現況を把握します。予測は混合式を用いて行います。

調査地点は、事業区域の創成川の上流川及び下流川に設定いたします。

地盤沈下につきましては、既存資料の収集により現況を把握し、その結果を踏まえて、事例等を参考にしながら予測を行います。

土壌汚染については、主に、既存資料の収集により行います。また、それらの結果を踏まえながら、土壌汚染の状況を把握した上で予測を行います。

電波障害につきましては、現地調査により電波の状況を把握し、それらの調査結果を踏まえて予測計算式を用いて予測を行います。

日照障害につきましては、既存資料の収集や現地調査により現状を把握し、日陰の予測計算を行うことで影響を把握いたします。

日照障害の現地調査地点です。現地調査につきましては、事業区域の北側で天空写真を撮影し、現況を把握します。

次に、植物ですが、既存資料収集と現地調査により現況を把握いたします。それらの調査結果を踏まえて、類似事例等を参考にしながら、植物への影響を予測いたします。

調査は、ここに示した主に緑地の分布箇所を実施いたします。創成川沿いと、北大の構内が一部かかっておりますけれども、そういったところで調査を行います。

動物ですが、調査は、既存資料の収集と現地調査により行います。調査項目につきましては、特に影響が懸念されます鳥類と魚類、底生動物とします。また、現地調査結果を踏まえて、類似事例等を参考にしながら、動物への影響を予測いたします。

これは、鳥類調査箇所です。事業区域周辺と創成川沿いと北大構内の一部に設定しております。

これが、魚類、底生動物の調査箇所を示してございます。創成川を対象にしまして、事業区域の上流側と下流側に設定しております。

次に、生態系ですが、基本的には動物、植物の現地調査結果を用いて生態の現況を把握します。また、それらの事例等を踏まえて予測を行います。

景観ですが、写真撮影により現況を把握し、それらの結果に基づき、フォトモンタージュを用いて予測を行います。景観の調査地点につきましては、観光スポットや多数の人々が集まる箇所、あるいは身近な眺望点に着目し、設定しております。

廃棄物につきましては、既存資料の収集と事業計画内容の整理を行い、原単位等を用いて予測を行います。

温室効果ガスにつきましては、文献等既存資料の収集、整理を行い、事業計画内容に基づき、原単位を用いて予測を行います。

以上で方法書内容の説明を終わります。

○事務局（三澤事業推進担当部長） 最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

当地区の再開発事業は、都市計画事業を予定しておりますため、条例に基づき、環境影響評価及び都市計画の手続をあわせて行う必要がございます。現在、平成25年度末の都市計画決定を目指して検討を進めております。

環境影響評価につきましては、今年度中に方法書にかかわる手続を終える予定となっております。来年度に準備書と都市計画案の縦覧をあわせて行い、平成25年度末に評価書の縦覧と都市計画決定の告示をあわせて行う予定でございます。

以上で、（仮称）北8西1地区第1種市街地再開発事業環境影響評価方法書の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

個別の項目につきましては、後ほど、一つ一つ進めていきたいと思っておりますけれども、最初にご説明いただきました事業の概要について、委員の皆様から質問等が何かありましたらお願いいたします。

○半澤委員 半澤でございます。

資料の7ページの上の図に関して、私が聞き漏らしたのかもしれませんが、北九条小学校の新しい校舎がいつ完成して使われ始めるのかということをお教えください。工事の期間に現在の校舎が使われているのかいないのかの確認をしたということです。

○都市計画決定権者（三澤事業推進担当部長） 完成時期は、平成25年4月を予定されております。

○佐藤会長 ほかにありませんでしょうか。

それでは、個々の環境項目について順番に見ていきたいと思っておりますけれども、最初に、大気質です。ご専門の村尾副会長、何か質問やご意見があればお願いいたします。

○村尾副会長 ここで示されております調査の手法、予測手法、評価手法のいずれも妥当なものだと考えおります。都心の事業ですので、基本的には評価として環境基準を満足しているか、そしてまた、事業で加わる負荷が現状に対してどれくらいあるかということが最終的な評価の判断になろうかと思っております。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、次に進みますけれども、騒音、振動についてです。これは、私が専門分野ですが、先ほどの説明の中で、公害苦情の中で騒音が52.何%という話がありましたが、あれは具体的にどういう話だったのででしょうか。今回の計画との関係といいますか、全体の話なのですか。

○事業者（矢内） 札幌市内全体の苦情件数ということで取り上げました。

○佐藤会長 特に、こういう項目についてという話ではなくて、全体のことでですね。

それから、51階建てという集合住宅が2棟建つということで、人口密度が大分変わると思うのですが、その周辺の交通量に対する大きな影響は考えられないのでしょうか。

○事業者（矢内） 住宅系が主で、発生交通量が800台からということです。現段階での計画で言えば、それほど大きい交通量ではないので、周辺への大きな影響ということは考えていません。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、次に進ませていただきます。

次は、風害です。

半澤委員、何かございますでしょうか。

○半澤委員 基本的にはこの方法で特に問題はないと思います。しかし、これを実験でやるのか、シミュレーションにするのかということは、まだ現状では決定していらっしゃるということだと思います。いずれにしても、その設定条件が非常に重要だと思いますし、解析でやられる場合は、どういうモデルを使うかということが、詳細になると必ず問題になるとと思いますので、その辺をご留意いただければと思います。

周りに学校などがあるので、地表面に比較的近いところの影響については十分に留意していただいた方がいいかと思います。

○佐藤会長 そのあたりをよろしく願いいたします。

続きまして、水質ですけれども、山本委員から何かありますでしょうか。

○山本委員 山本です。

水質については、工事の実施において水の濁りを見ていくということで、特に、この浮遊物質量を見ていくということで問題ないと思っております。

あとは、供用後は、普通の水は下水に放流するということですので、この方法で問題ないと思っております。

○佐藤会長 もう一人、水のご専門の佐藤久委員が今日は欠席なのですけれども、事務局で、何かご意見を預かっているということがありましたら、お願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 特に意見はないということでご連絡を受けております。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

続きまして、地形及び地質です。五十嵐委員、何かありますでしょうか。

○五十嵐委員 ここで言うと、地盤沈下と土壤に当たることで、表現上の問題かもしれないですけれども、調査方法が既存資料調査となっているのですけれども、実際に、そうではなくて、一部調査されるようなこともあるわけです。例えば、工事期間中に地盤沈下の状況を調べるとか、既存施設を踏まえて必要に応じて、法律に基づいて調査するということがいろいろ考えられますので、既存調査資料だけからはこういうような予測内容や予測方法はどうもリンクしない感じがします。そのあたりは、ちょっと整合をとって記載していただければという要望でございます。

○事業者（矢内） 一部、現地調査等も考えておりまして、その辺は、現地調査の結果を既存資料に取り込んで、ある程度検討していきたいと考えております。

○佐藤会長 よろしく願いいたします。

地盤沈下の話が出たのですけれども、今お話しされること等はないでしょうか。

それでは、水質とも関係があるのと思いますので、山本委員から、地盤沈下等の関係でご意見がございましたらお願いいたします。

○山本委員 特に意見ということではないですが、8ページのスライドの給排水計画のところです。

地下水のくみ上げを行う場合は、周辺に影響が出ないように十分に配慮するとありますが、地下水のくみ上げを行うような可能性は結構あるということなのではないでしょうか。それとも、ほとんどないけれども、もしあった場合はということなのか、まだわからないのかもしれませんが、そこだけがちょっと気になったということで、申し上げておきます。

○事業者（矢内） 現段階では、大きな計画ということではなくて、ある可能性を考慮して考えたということでございます。ですから、その辺は、今後の計画の熟度に応じて検討していきたいと思っております。

○佐藤会長 よろしく願いいたします。

次に、土壌について見ていきたいと思っておりますけれども、4の2ページにあるように、事業者側で追加された項目です。五十嵐委員から意見等が何かありましたらお願いいたします。

○五十嵐委員 先ほど申し上げましたように、従来の既存のいろいろな施設がございまして、その施設に応じて、どのような有害物質を使っているかということが想定されています。ですから、そのあたりは、一部、確認されて、要は、既存資料だけで予測評価はできないわけです。やはり、実際に調査をして、問題がないかどうかという確認も必要ではないかということです。ですから、調査方法の中に、既存資料調査だけではなくて、ほかの大气等にあるような実際の調査も含めていただいた方が、より高度な評価ができるのではないかと思います。先ほどお答えいただいたとおりだと思います。

○佐藤会長 それでは、それでは、それではよろしく願いいたします。

次に、電波障害、日照ですけれども、これも半澤委員、お願いいたします。

○半澤委員 まず、電波障害ですが、調査方法、予測方法について、特に問題はないと私は思っております。それから、日照も同様に、基本的には調査方法、予測方法については特に問題はないと思っております。

一つだけ、先ほど風害のところでも申し忘れてましたけれども、今、建物配置がちょうど四つ、田の字型になっていて中に通過動線をとられるということなので、それが、場合によっては強い風による影響を及ぼす可能性があるかと思っておりますので、その点も確認いただければと思います。

○佐藤会長 よろしく願いいたします。

工学系の項目につきましては、これで一通り見て行ったのですが、ほかにありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 では、よろしければ、動植物あるいは生態系に関する項目について見ていきたいと思っております。

きょうご出席いただいている委員は、西川委員と宮木委員です。ご意見、質問等があり

ましたらお願いします。

○西川委員 植物についてですけれども、調査方法、予測方法については特に問題ないと思っておりますが、この事業で直接影響を受けるとすれば、創成川沿いの緑地が日照や風などの影響を受ける可能性があるかと思えます。どういう状況なのか、私はちょっと把握していないのですけれども、このあたりだけ気をつけて調査をお願いできればと思います。

○宮木委員 宮木です。

植物については、私の方では特に問題ないと思えます。それから、動物の調査ですが、魚類に限られているのでしょうか。例えば、アメリカザリガニなど、ほかの魚類以外の動物でその地域の指標になるようなものがあるのかもしれないと思ったのです。

○事業者（矢内） 甲殻類も、確認されれば、当然確認はいたします。底生動物についても調査は実施する形にしております。

○佐藤会長 それでは、先ほど西川委員からありました要望をよろしく願いいたします。

それでは、本日、早矢仕委員も欠席されていますが、何か意見等を預かっておられるでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、事務局からです。

鳥類のご専門ということで、バードストライクについてのご意見をメールでいただいておりますので、その内容をご紹介します。

そのまま読み上げるような形になります。

建築物の最大高さが180メートルに至る計画ですので、希少猛禽類であるオジロワシ、オオタカ、ハヤブサなどの希少種を含む鳥類の衝突事故が危惧されます。したがって、現地調査に当たっては、目視できた鳥類の飛翔コース及び飛翔高度の測定をお願いいたします。その上で、計画、建築物へのバードストライクに関する検討をお願いしたいと存じますという内容のご意見、ご質問をいただいております。

○佐藤会長 というご意見をいただいておりますけれども、事業者の方はいかがでしょうか。

○事業者（矢内） 鳥類に関しましては、飛翔コースや飛翔行動については、ある程度、現地調査で確認したいと考えています。また、その調査結果を踏まえてバードストライクについて検討を行いたいと考えております。

○佐藤会長 では、よろしく願いいたします。

この件を早矢仕委員に伝えていただきたいと思います。

○村尾副会長 参考のためにお聞きしておきたいのですけれども、こういった高層ビルのバードストライクが仮にあったとして、その対策というのは、通常、どういうふうなものなのでしょうか。

○事業者（矢内） 一般的には、例えばガラス張りの建物ですと、鳥が間違っ、空がそちらにもあるということでぶつかることが考えられると一般的には聞いております。例え

ば、そういった全面ガラス張りではなくて、最低限必要な窓だけを確保して、あとは外壁の部分をつくるという状況をつくれれば、これも実際に証明されたわけではないのですけれども、一応、そういったことも考えられるかなと思います。

○佐藤会長 まだ決定的なものはなかなかはっきりしない段階なのですね。

それでは、その次に進めさせていただきます。

景観、人と自然との触れ合い活動ということですが、吉田委員から何か意見はありませんでしょうか。

○吉田委員 調査方法と予測方法については、これでよろしいのではないかと思います。

ただ、配慮していただきたいことですが、シミュレーションにつきましては、人間の視覚度に合わせて、余り広角で写真を撮るのではなくて、特に近景ですので、いわゆる視覚角度について配慮していただきたいと思います。

それから、完成予想ということでは、特に近景ですと色やテクスチャーなどがよくわかる場所なので、完成予想の姿です。それに合わせたシミュレーションをしていただければと思います。また、近景を中心にシミュレーションをすることはよいと思うのですが、いわゆる遠景ですね。藻岩山とか、遠くから見たときの遠景がどのようになっているかは、スカイラインの関係で問題はないと思うのです。しかし、なぜ近景のしたのかというところで、遠景は問題ないというところを、現実の建物の形に合わせて、こうやって配慮したということを書いておいた方がよろしいのではないかと思います。それが、シミュレーションに関係することです。

もう一つ、緑の景観についてですが、これは、今のお話でよくわからなかったもので、ただの質問です。オープンスペースの率や緑被率というものが現在あると思うのです。それが、ビルをつくることによって、減少なり、こうやって配慮したということではふえることはないと思うのですけれども、このようになったということがあると思うのです。その辺をもし把握していて、緑被率などの数字があれば教えていただければと思います。どんな感じなのでしょう。

○都市計画決定権者（三澤事業推進担当部長） 現在は、調べていません。

地区内に、緑地というのはそう見受けられないと思いますので、逆に、事業後に植栽等を考えおきますので、減ることはなく、ふえる方向になると思います。

○佐藤会長 ありがとうございます。

きょうは、もう一人、赤松委員が欠席ですが、意見等は何か出されておられるでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 特に、意見はいただいておりません。

○佐藤会長 わかりました。

それでは、最後になりましたけれども、廃棄物やCO₂といった地球環境の問題です。これに関しまして、ご意見、ご質問等をお願いしたいと思います。

東條委員、いかがでしょうか。

○東條委員 古い建物が多いので、解体撤去時にアスベスト等の発生があるかと思えますけれども、調査方法の中で、特別管理廃棄物の状況等もきちんと把握されるように記述されておりますので、調査方法等には特に問題はないと思えます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、半澤委員、お願いいたします。

○半澤委員 温室効果ガスですが、基本的には、調査方法、予測方法は問題ないと思えます。これは、前回の創世1.1.1区（さんく）のときにも申し上げましたけれども、今、原単位が非常に流動的でございますので、CO₂の排出原単位についてはどういう方法をとられるのかを事前に決定していただいて、それに応じて、現状と将来想定される状態と2ケースやるとか、さまざまな方法があると思えますので、その辺をご留意いただければと思います。

それから、確認でございますが、8ページに設備計画が出ております。まず質問ですが、これは、DHC、いわゆる地域熱源を使うという前提ではなく、熱源は自前ですべて賄うという理解でよろしいでしょうか。

○都市計画決定権者（三澤事業推進担当部長） 北口地区は、エネルギー供給公社が地域熱供給をやっているエリアに入っております、市の立場としては、そういう熱供給のものを使っていただきたいという意向はございますけれども、これは、事業者側の維持管理コストなどもかかりますので、現在検討中ということでご理解を願いたいと思えます。

○半澤委員 その辺で、影響度合いの効果、出し方がまた多少違ってくると思えます。特に、住宅が入っていますので、どういう形で供給を受けるのかということは、でき上がった後の想定状態によって違ってくるかと思えます。

それから、先ほどご質問がありましたけれども、給排水で地下水の利用と書かれておりますが、これは、具体的に何に使うかというのはまだお決めになっていないのでしょうか。

○事業者（矢内） はい。

○半澤委員 わかりました。

○佐藤会長 細かな問題が幾つか出てまいりましたので、今後ともよろしくお願いいたします。

一応、一通り終わったのですが、ほかにご意見はありますか。

○宮木委員 予備知識として教えていただきたいのですが、日照障害のところで、高さが180メートルというと、恐らく、影は北の方の1区全体を覆ってしまうのではないかとと思うのですが、それはおよそどれくらいになるのかということですか。

配慮すべき施設は学校が当たると思うのですが、学校などの日照に対する規制基準などはどのようになっているのでしょうか。

○都市計画決定権者（三澤事業推進担当部長） 先ほど、用途地域等の説明があったと思うのですが、スライドの14ページを見てください。

カラーでないかわかりづらいかもかもしれませんが、用途地域の指定の状況は商業地域に指

定されておりまして、実は、日影の規制といいますか、適用除外になってございます。

しかしながら、今後の調査の中で、日照の影響範囲を調査するという事は、事業者側としては考えておられるということでございます。

ですから、小学校に対する明確な基準はありません。商業地域なので、適用除外になっておりまして、それを配慮する、しないと明確には言えないですから、影響範囲を調査する中でどうするかといったことになろうかと思えます。

○事業者（矢内） 今、ご説明のあった日影は、確かに建築基準法である程度決まっていますのでけれども、一応、商業地域ということで、規制の外というところですが。ただ、そうはいつでも、日影はどうしてもできるので、その辺は、構造物等の状況など、現段階で想定できる建物の形状などで、今後、検討していくという形になろうかと思えます。

○宮木委員 では、大部分が影になってしまうということなのですね。

○事業者（矢内） 影が発生する部分は発生してしまいます。ただ、問題になるのは、連続して何時間が影になるかというところの部分ですので、そういった意味では全面が問題になるということではないと思えます。

○佐藤会長 よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問等が何かありましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 ないようでしたら、本日の審議内容を整理して、答申案の作成に向けた作業を行うということになっていきますけれども、今後の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 次の審議のときに答申案の審議、検討をいただく予定で考えております。時期につきましては、来年の1月か2月くらいを予定しております。前回、創世1.1.1区（さんく）の審議を行いましたけれども、それとあわせて答申案の審議をいただきたいという予定で考えております。よろしくお願ひしたいと思えます。

○佐藤会長 では、そういったスケジュールで、委員の皆さんとも調整しながら進めていただきたいと思いますと思えます。

それでは、これで方法書に関する第1回目の審議を終わりにいたします。

都市局の皆様並びに事業者の皆様、本日はどうもありがとうございました。

それでは、内容がちょっと変わりますので、少し休憩をとりたいと思えます。

10分から再開いたします。

[休 憩]

○佐藤会長 それでは、予定の時間になりましたので、審議を進めていきたいと思えます。

本日の二つ目の議題ですけれども、条例改正のあり方についてです。

初めに、前回に引き続いて、配慮書に関する事項です。市の条例への導入の是非、導入

する場合の内容や課題ということですが、これについて議論を進めていきたいと思
います。

まず、前回の内容につきまして復習したいと思いますので、事務局から説明をお願い
いたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 最初に、検討していただくに当たりまして、ご
用意した資料についてご説明したいと思います。まず、資料2は、前回お配りしたものと
同じ構成になっていますけれども、前回いただいた意見を踏まえて若干の修正を行って
おります。修正内容については、後ほど説明させていただきます。それから、参考資料1
ですけれども、これも前回お配りしたものと同じものです。アセス法の改正概要、配慮書に
関する部分についての概要を説明したものでございます。それから、参考資料2は、現行
条例における対象事業の一覧でございます。後ほど、配慮書手続の対象事業をどのように
設定したらいいかということについて意見をお願いしたいと思いますけれども、その参考
にさせていただければと思います。次に、参考資料3と4はですが、前回、他都市の事例に
ついて資料提供をしてほしいという要望がございましたので、ご用意をさせていただいた
ものです。参考資料3は、表題には戦略的環境アセスメントSEAとありますけれども、
今回検討している計画段階配慮書手続に相当する手続を条例や要綱において規定している
地方公共団体の事例について国が取りまとめたものです。複数案の設定であるとか、評価
項目、調査、予測、評価の手法、意見聴取などに関する規定の概要がまとめられており
ます。資料の後半には、埼玉県における具体的な事例なども記載されております。

参考資料4は、東京都における計画段階環境影響評価制度の概要をまとめたものです。
後半には、具体例ということで、道路の新設工事において、四つの案を比較、検討、評価
をしたといった内容も記載されております。ご用意した資料は以上でございます。

それでは、資料2に戻っていただきまして、前回の審議会で皆様からご意見をいただ
いたものを踏まえて修正した部分などについて若干補足説明をさせていただきます。

まず、前回、西川委員からの意見募集の部分ですけれども、これが任意規定であって、
事業者の判断で、これはしませんといったことが横行するのであれば、制度の意味がな
くなってしまわないかというご意見をいただきました。

これにつきましては、ご指摘のとおり、アセス制度においては、環境保全の見地から住
民の意見を提出する機会を確保するというのは非常に重要な事項でありますので、今回に
ついては、配慮書の公表及び意見募集を義務規定ということで変更してございます。

下のフロー図でいいますと、配慮書手続の部分で前は点線となっていたものを実線の
矢印に変更しております。

上に目をやっただきまして、手続の流れについてです。公表以下の市長意見、審議
会の関与について、配慮書の案、この内容については前回と変更はございません。

次に、裏面ですけれども、配慮書の内容についてということで、対象事業についてから、
配慮事項の設定、複数案の設定、単一案について、ゼロ・オプションについて、調査、予

測及び評価の方法についてです。これらについても変更はありません。

もう一点、単一案の取り扱いということについて補足説明をさせていただきます。

前回の審議時におきまして、今回の案もそうなのですが、複数案の設定を基本とするけれども、単一案も許容するという内容でした。これにつきまして、佐藤会長から、複数案の設定を義務づけることができないのだろうかといったようなご意見をいただいております。

これにつきましては、複数案を設定することが現実的でない場合もあるだろうということです。例えば、車線数を増加する道路の改築工事を行う場合に、その位置や規模、あるいは、既存の火力発電所の変更工事の事業を行うような場合の事業の位置です。そういった事業自体の特性によって、複数案の設定が現実的でないという場合が考えられます。また、必要な事業の立地条件や用地取得の状況などから、複数案を設定することも現実的ではないという場合も考えられます。複数案の設定については、この配慮書制度の趣旨からしまして、事業者は最大限の努力をすることを基本としますけれども、今お話ししましたように、設定することが現実的ではないという場合も想定されますことから、単一案を絶対に許容しないとすることは非現実的な制度になってしまうことが懸念されるということです。

事務局案としては、法と同様に、例外的に単一案の設定を許容するという内容での案を提示させていただいております。

資料2については、以上でございます。この内容について、ご審議をいただきたいと思っております。

○佐藤会長 ありがとうございます。

まず、今のご説明に対して、何か質問があればお受けしたいと思います。

それでは、三つほどに分かれておりますが、丸印がついたところですよ。

初めに、資料2の表面のところの配慮書手続の導入についてということで、札幌市の条例にこれを導入するかどうかについて、皆様のご意見を伺いたいと思っております。

前回のお話では導入しないという意見はもちろん出てこなかったのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤会長 では、事務局案が示されておりますけれども、この手続の流れについて二つ目の丸です。これに関して見ていきたいと思っておりますけれども、何かご意見はありませんでしょうか。

前回から修正された部分がありますけれども、これも、この流れでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、裏面の三つ目の丸の配慮書の内容についてですけれども、いかがでしょうか。

複数案のことについて説明いただきましたけれども、確かに事業の内容によってどのよ

うなものが出てくるかわからないということもあります。絶対にこうだということはないかなと言いつらいところがありますので、基本的な方針は複数案ということにしておいて、どうしてもそれが当てはまらない場合には単一案もあり得るということです。そのほかについて、ほかの皆様も、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

特にありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤会長 では、この審議会として意見をまとめたいと思います。

配慮書の手続については、今見ました資料2です。事務局案ですけれども、この通りとするということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤会長 それでは、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。それでは、次の議題に移りたいと思います。

8月に審議をして、そのままになっていました事後調査に関することです。これについては、資料3に説明がありますので、事務局からお願いいたします。

○事務局(大江環境共生推進担当課長) それでは、資料3をごらんいただきたいと思います。

前々回になろうかと思えますけれども、いろいろな意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日は、その内容の確認と補足説明をさせていただいて、事後調査の扱いについて審議会としての意見をいただきたいと思いますと思っております。

まず、事後調査とは何かという定義については何回かお話しさせていただいたのですが、念のために、再度確認ということで、提言について再度確認したいと思います。

一番上の囲みですけれども、「事後調査とは」ということで、「環境保全措置が『将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合』に、環境状況の把握のために行う調査」と条例上は定義されてございます。

環境影響評価といいますのは、申すまでもなく、事業の実施前に調査、予測、評価を行って、その事業が及ぼす環境影響や講ずべき環境保全措置を明らかにするためのものがございます。本来は、事業の実施前にその手続を完了すべきものでありますけれども、事後調査というのは、予測の不確実性が大きい場合や、効果にかかわる保全措置の効果に係る知見が不十分という場合に、やむを得ず、事業の実施後に調査を行って、環境状況の把握を行った上で、より十分な環境保全措置を講ずるということを目的として行われる調査であるということであろうかと思っております。

前回、いろいろご意見をいただきましたけれども、概要のまとめといたしまして、まず、必要性の判断基準ということで、真ん中辺にご意見と書いてありますけれども、①から④のままでよいという意見や、佐藤会長や半澤委員からはその他市長が必要と認める場合というものがあってもよいのではないかと、あるいは、西川委員からは真駒内滝野霊園の事例

を踏まえて、事業者に対してきちんと理由を説明するためにも、効果の判明に時間を要する環境保全措置を講ずる場合といったことをどこかに明記する必要があるのではないかと
いうご指摘などもいただいております。

また、きょうはご欠席ですけれども、遠井委員からは、事後調査に関する解釈の指針の
ようなものを作成して、それを参照しながら、取り扱い、運用について解釈していくとい
う方法などもお示しいただいていたところ です。

これらのご意見を踏まえまして、事務局といたしましては、資料3の表面の一番下の囲
みになりますけれども、このような対応ではどうかと考えております。

1番目として、①から④については、従来どおり、この基準を継続するという事です。
2番目として、⑤としまして、「その他市長が必要と認める場合」を追加することにつ
いて、どのようなケースがこの場合に該当するのかということについては、そういったこと
も含めて検討を引き続き行いたいということです。3番目として技術指針において、上記
の判断基準の解釈や例示、⑤なども含めまして、そういったものを技術指針の中で記載し
て、事業者へわかりやすく事後調査の必要性を説明するというを一応考えております。

ここで、対応2の引き続きの検討や、解釈、例示の記載内容といったものについては、
条例改正の審議の後、技術指針の改正についての審議をこの審議会でもたお願いするこ
とになりますので、そちらで、また詳細についてのご審議を引き続きお願いしたいと考
えております。

次に、裏面になりますけれども、2番目の事業者見解書、市長意見、審議会関与につ
いてです。

これは、資料を省略しております。これについては、現在の規定では、事後調査につ
いては、事後調査報告書を作成して、縦覧をして、それに対して意見を求めるところ
までで手続は終わりです。その後の手続として、それに対する事業者の見解書を作成する、
事後調査に対して、今までは任意で行ってしまして、市長意見そのものはなかったの
ですけれども、市長意見の手続を追加する。さらに、これまで任意であった審議会関与も必
ずやるようにする。このようなことを追加するというような内容でございました。

これについては、導入するべきであろうという結論をこれまでの議論の中でいただ
いたのではないかと理解しております。

それから、3番目ですけれども、事後調査に関する事業者の出席についての補足説明を
させていただきたいと思っております。

前回の審議会では、事業者の出席についてのご質問がありまして、現行条例にお
いては、資料の点線の囲みにもありますけれども、審議会規則第5条により、審議会が出席を
求めることができることになっております。しかし、出席については任意となっていること
をご説明いたしました。条例上の審議会の位置づけを再度確認いたしますと、条例第45
条によりまして、審議会というのは、市長の諮問に応じて必要な調査審議を行うもので
あって、外部の者に対して、直接、効力を有するものではなく、市長に対して答申をするとい

う位置づけにあるということでございます。こうしたことから、審議会として事業者の出席を義務とすることは難しいのではないかと考えております。

なお、他の自治体におきましても、審議会に事業者の出席を求めているところは多くございますが、その規定は本市と同様にできるという規定となっております。事業者の出席要請につきましては、事務局といたしましても、今後もアセス制度の意義や、事業者として条例に定められた手続を誠実に実施する責務があるといったことなどを伝えて、出席を要請してまいりたいと考えております。

以上で説明は終わりです。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

前回、いろいろと議論してきた内容だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○西川委員 意見といいますか、皆様のご意見をお聞きしたいと思っております。

事後調査が行われて、そこに審議会が関与して、もし事後調査の結果が思わしくなくて、効果がなかった、失敗であったという評価になった場合に、では、その次はどうなるのかという問題が出てくると思うのです。今までは、そういうことは一切関知していなくて、例えば、移植が行われれば、行われた段階でストップして、それ以上、審議会は関知してこなかったわけです。今度は、事後調査が行われた場合、それを評価しようということになると、その評価に対してだめだった場合はどうしようというところまで決めておかないと、責任がとれないというか、事後調査の意味が問われるかと思うのです。

ただ、それをやり出すと、うまくいくまで永遠に続けなさいという話にもなってしまいますので、そのあたりをどういうふうにかえたらいいかということがちょっと気になりました。

○佐藤会長 環境影響評価ですから、事後評価も含めていますので、そういう審議された結果に基づいて自主的に事業者が判断していくという流れだと思うのですが、それを何度も繰り返しているうちに、切りがないというようなご意見でしょうか。

ほかの方で、今のことに関連してご意見があればお願いしたいと思います。

○村尾副会長 これは、前も申し上げたかと思うのですが、以前に、西川委員から、移植のような、つまり環境アセスメントというのは、事後調査がないというのが理想の姿であって、その中で、いろいろな予測、評価の難しさ、あるいは究極の手段として移植みたいなものが認められるようなことがあるのであれば、そもそも、移植みたいなことは最後の手段ですよとハードルを非常に上げておく必要があるのではないかと、前に西川委員がおっしゃったと思うのですが、私もそのとおりで思うのです。

ですから、そのことをまず伝えて、事後調査が起こらないようにやっていただくのが一番いい話だということをお前提として、それでも、事後調査が必要な項目が出てきて、先ほど、審議会が関与するときに、その結果を評価するとおっしゃったのですが、事後において評価するというのは、やってもしょうがないといえますか、これは、うまくいっていな

いなといったら、うまくいっていませんと評価している段階ではなくて、何とかしようという話に我々が協力するということになるのではないかと思うのです。つまり、審議会というのは、前回も申し上げましたとおり、事前にはきちっとした評価に関して審査を行いまして、事後になりますと、多少は、事業者とともに、もし問題が生じたとする、その解決に向けて何とか協力関係を、もちろん、そこには事業者と我々の中のある種の信頼関係が必要ですが、よき相談相手になれるといいますか、そういうふうなことにしないと、いつまでも評価、評価とやっていると、余りいいことは起こらないのではないかと感じました。感想です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。

○半澤委員 私も、今、村尾副会長がおっしゃったとおりだと思います。やはり、この立場としては、事前のできる限りの努力をして、あるべき姿に持っていこうということで、それぞれ専門家が集まって意見を述べるということだと思います。その結果においては、やはり、我々も、ある程度の責任を持たなければいけないと思いますので、まさに副会長がおっしゃったように、改善していく立場であって、結果においては評価やここで審議するというのではなくて、それをフォローしていくということによろしいのではないかと私自身は思っております。

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

そのほかにご意見はありませんでしょうか。

特にないようであれば、今、お2人の委員からお話があったように基本的には、最初の環境影響評価書で、完璧な内容になるように、我々も審議会に関与しているわけですから、それに向けて全力を尽くしていくということです。それでも、どうしてもやらなければいけないときには、事後調査ということが起こってきますけれども、そこから先は解決に向けて一緒に物を考えていくといった整理ではどうだろうかということだと思います。

我々の審議会としては、そういう考えでいくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、特にほかにご意見がなければ、審議会としての意見をまとめていきたいと思いません。

先ほどの①から④の判断基準もありますが、とりあえず、ここでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤会長 まずは、審議会の関与に関することです。

この事後調査に関して、住民意見に対する事業者見解書の作成、公表、事業者への市長意見の提出といったことが流れとしてあるわけですが、これに我々審議会が関与すべきであるということによろしいですね。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤会長 では、このことについては、そのようにさせていただきます。

また、事後調査の必要性の判断基準ということで、資料3に①から④がありますけれども、これは、これまでと同じ内容の判断基準で、これを継続するという事です。そのほか、私や半澤委員から発言がありましたが、「その他市長が必要と認める場合」を入れるかどうかという話でした。これも、実際に①から④に⑤を追加するといったことは条例の中に書き込まれるものではなく、技術指針で細かな内容をきちんと整理していくという事です。これについては、まだ話が十分なされておられませんので、⑤番については、今後引き続き、技術指針の改定の中で議論していくことにしてはいかがかと思えますけれども、どうでしょうか。

○半澤委員 ①から④の中の②と④の違いについてです。具体的な事例が何か示されれば明確になると思うのですが、これに大きな違いがあるのか、表現の違いだけなのか、具体的に何か違いがあるのか、ちょっと確認させてください。

○佐藤会長 どうでしょうか。事務局から補足説明をお願いできればと思います。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 実は、前回の事後調査の資料の中で、①から④をお示しした上で、その下に、例えばこんな例が考えられますよというものを幾つか置いておりました。ただ、今はお手元にございません。

②については、このとおり、例えば、新たな環境保全措置、今まで余り実績がないようなものを何かやろうとしたときに、本当にそれがどれだけ効果があるのかわからないというものをするとき、その事後において、効果がどうなのかということきちんと調査するというようなことだと思います。④については、ここに代償措置というキーワードが出ておりますので、まさに移植などをやった場合に、事後の状況を調査、把握するといったものになるのではないかと思います。

○佐藤会長 技術指針の中では、そういったいろいろな例がいっぱい書き加えて、わかりやすくつくっていくということはもちろんできるわけですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） そうです。今、現実には、技術指針の中には、そういった例示や解釈が入っていませんので、そういったものをどういうふうに表現していくかということ、具体的に技術指針に検討する中で、またご議論をいただきたいということです。

○村尾副会長 先ほどあったように、例えば植物関係で移植というのはハードルを非常に高くしておきたいのです。そういったものも技術指針の中に書けるのですか。要するに、これは最後の手段だぞということを書けるのでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 環境保全措置についてはレベルがあって、回避、低減、代償措置ということで、まずは回避が最優先です。次に、それができないのであれば、なるべく影響を低減するようなことをします。最後が、移植などのような代償措置が最終的なやむを得ない措置ということで、現在もそういう整理にされておりますので、そ

の辺を再確認するといえますか、そういったことをきっちり表現するということになると思っています。

○佐藤会長 それでは、今の必要性の判断基準についてですけれども、この審議会として、資料3に書かれたような内容で対応し、引き続き、技術指針についての議論を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

以上で本日の議題は終了です。

きょうの議論の内容につきましても、事務局で整理していただければと思います。

それでは、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 次回の審議会の予定ですけれども、既にご案内しているかと思いますが、12月6日の木曜日の午後2時からを予定しております。師走の忙しい時期ですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

場所は、札幌駅北口の複合ビルでエルプラザという市の施設になります。この大通周辺ではございませんので、勘違いなさないよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

内容ですけれども、今回は、また新たに、北部事業予定地一般廃棄物最終処分場事業の準備書の審議を行います。それとあわせて、これまで、条例改正について鋭意審議していただいておりますけれども、その中間報告案を事務局で策定させていただいて、その内容についてもご審議をいただきたいと思っております。

それから、北部事業予定地の関係ですけれども、これもご案内のとおりですが、11月20日の火曜日の午後から、現地視察を予定しております。20日に大多数の方が参加していただけるのですけれども、この日は都合が悪い方という方につきましては、別途、日にちを設定させていただいておりますので、審議が始まる前に現地を一たん目で確認していただきたいと思っております。

今後の予定につきましては、以上でございます。

○佐藤会長 そのようなことで、また忙しいですけれども、委員の皆様、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

4. 閉 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 以上をもちまして、閉会いたします。

本日は、お忙しい中、長時間にわたりまして熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございました。また、よろしくお願ひいたします。

以 上